

中四国 青年技術士交流会 活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は「中四国青年技術士交流会」と称する(以降「本会」と略す)。

(目的)

第2条 本会は、中四国圏域における若手技術士を中心とする技術者ネットワークを構成し、会員相互の能力向上を果たすとともに、技術士としてその職能をもって広く地域社会に貢献し、技術士の地位向上を果たすことを目的とする。

(活動)

第3条 本会の活動は例会を中心とし、内容は以下のものを行う。

- ・ 実務者である若手技術士による勉強会の開催
- ・ 異分野、異業種をまたぐ複合技術の研究
- ・ 科学技術が関わる諸問題に対する情報交換、意見交換、提言など
- ・ 講演会、研修会の企画、開催
- ・ 懇親会、親睦会の開催
- ・ 修習技術者の支援(中四国支部修習技術者支援委員会への協力)
- ・ 日本技術士会中四国支部主催行事への協力

第2章 会員

(資格)

第4条 本会への入会資格は中四国地方在住の技術士または修習技術者で、かつ45歳以下であること。ただし、45歳を越えている者が二次試験に合格した場合、合格年度を除く3年以内に限って入会資格を得るものとする。

また、例外として、本会の運営に際し必要と認められる者については委員会での議決を得た上で委員長の承諾後、入会資格を得たものとみなす。

(入会)

第5条 本会への入会を希望する者は、入会希望の旨を委員長に提出し、受諾後、ML(メンバーリングリスト)に登録することにより会員となる。

(会員の権利)

第6条 本会の会員は以下の権利を有する。

- ・ 例会、総会、臨時総会に参加できる
- ・ 技術者同士のネットワークを構築できる

・ 本会を通じて、自己責任のもと能力向上を果たす

・ 委員に対して会員が希望する事業を提言、提案できる

(会員の義務)

第7条 本会の会員は以下の義務を有する。

- ・ 技術士法ならびに本規約を遵守すること
- ・ 例会などの本会の活動に積極的に参加し、自己の能力向上に努めること
- ・ 守秘義務に関連する資料の取扱いは会員各自の責任のもと厳重に行うこと
- ・ 自由闊達な意見を言える雰囲気づくりに努め、本会の活性化を図ること

(退会)

第8条 会員が以下の事項に該当する場合には退会とみなす。

- ・ 会員が退会を申し出た場合で、委員会の承認を得た場合
- ・ 会員が委員の場合は委員会での多数決で過半数以上の承認が得られた場合
- ・ 会員が45歳を越えた場合
- ・ 45歳を越えたものが合格して入会した場合で、かつ合格後3年を経過した場合
- ・ 会員本人が死亡した場合

第3章 委員会

(委員)

第9条 委員は日本技術士会会員(準会員含む)のうちかつ本会会員の中から委員長が選定し、日本技術士会中四国支部支部長の承認を得て委員となる。なお、委員の人数は委員長を含む12名程度までとし、委員長は必要に応じて委員補佐を任命することができる。

(委員長)

第10条 委員長は、委員経験者の中から、立候補または推薦により決定する。委員長の選挙を行う必要がある場合は、前期委員の投票によりおこなう。委員長の任命は日本技術士会中四国支部長がおこなう。

(委員会)

第11条 委員は委員会を構成し、本会の運営、企画の立案、各種取り決めなどを行う。また、会員からの提言、助言を大切に扱い、組織の自浄能力を保つよう努めること。

(委員会の議決権)

第12条 委員会は以下の事項に関する議決権を有

する。

- ・委員の退会（委員の過半数の賛成が必要、同数の場合は委員長判断とする）
- ・本規約第4条の例外規定に関する議決
- ・委員長の選挙
- ・顧問の推薦

（顧問）

第13条 委員長または委員が年齢等により本会を退く場合には「顧問」として、必要に応じて会の運営等に適切なアドバイス等を行うこと。また「顧問」は任期毎に委員会の推薦による。

（任期）

第14条 委員ならびに委員長の任期は2年を基本とする。また、留任可能とする。

第4章 本会の運営

（総会）

第15条 委員会は年に1回、本会の全会員を含む総会を開催し、本規約の改定等の規約整備、活動報告、会計報告等に関する議決をおこなう。総会の結果は日本技術士会中四国支部長へ委員長が報告する。

（例会）

第16条 委員会は月1回程度の例会を開催し、第3条にあるいずれかを実施すること。なお、本会の目的に添う事業への協力は委員会の承認を得て、例会として認める。

（臨時総会）

第17条 委員長は、必要と判断される場合には本会の臨時総会を招集し、臨時総会で議決を実施することができる。

（会計等）

第18条 本会の運営に際して必要となる資金は、日本技術士会中四国支部からの補助金による。補助金の収支は、会計担当委員が監査を行い、委員長に報告すること。

第19条 委員長は、必要に応じて会員その他から寄付を募ることができる。寄付金の収支は、原則として会員全員に公開すること。なお、例会時等における任意寄付については公開の義務は負わないものとする。

第5章 その他

（著作権）

第20条 本会の活動において発生する発表原稿等の著作物に関する著作権は一切の権利を発表者または原作者に帰属することを基本とする。ただし、委員会での打合せ資料等

の運営に関わる著作物の著作権は本会に帰属する。また、本会は第2条の目的に準じる場合に限り、発表者または原作者の承認を得ずに、その著作物を用いて活動報告を行うことができる。会員はこれを了承すること。

（委員の著作権者への留意）

第21条 委員は、発表者または原作者の著作者人格権を始め、公衆送信権等の諸権利を本会が侵害することがないように留意して運営すること。

（会員相互の連絡）

第22条 会員相互の連絡はML（メーリングリスト）を基本とする。会員は、MLを用いて会員相互のコミュニケーションの円滑化をはかること。

なお、MLの利用方法等については、別途「ML利用の手引き」に準ずること。

（会員の個人情報保護）

第23条 会員の個人情報は個人情報保護法の考え方に準じて、委員会で厳格に管理する。

（免責事項）

第24条 会員が本会で活動した結果生じた個人、法人のいかなる被害、損害も本会は負わないこととする。

付則

本規約は総会の決議を経て改定、変更を行う。

平成17年7月20日制定

平成17年8月1日施行

平成18年6月14日改定

平成19年6月13日改定

平成21年6月10日改定